

2022.7.10

舞子公園利用届提出に関する注意事項

- 1 公園利用の内容によっては事前の協議や条例に基づいた「行為の許可申請」や「占用の許可申請」、使用料等が必要となる場合がある。
- 2 舞子公園利用届をメールまたは FAX で舞子公園管理事務所へ提出後、舞子公園管理事務所より内容を確認し利用の可否を申込者へ連絡する。
- 3 利用場所については、園内地図を参照の上、A から G で記入する。

例) 南地区 A
- 4 利用届の内容によっては公園利用を断る場合がある。
※記入された日時場所がイベントや工事、先に受付けた利用団体と重なる場合
- 5 利用中に工作物等の損害を生じた場合や、事故等が生じた場合はすべて申込者その責を負う。
- 6 公園内は一般来園者の利用が原則となっており、一般来園者を排除したりするような行為はしないこと。
- 7 禁止行為
※営利目的(販売や会費を募る等)の場合
※近隣住宅への騒音が懸念される場合
※園内の地面に杭などで穴をあけて設営等をする場合
※花火、バーベキュー等火気の使用
※スケートボード、硬球使用等他の利用者に危険が及ぶ場合
※公序良俗に反する場合

舞子公園管理事務所

TEL : 078-785-5090/FAX : 078-785-5109.

Mail: info_maiko@hyogopark.com